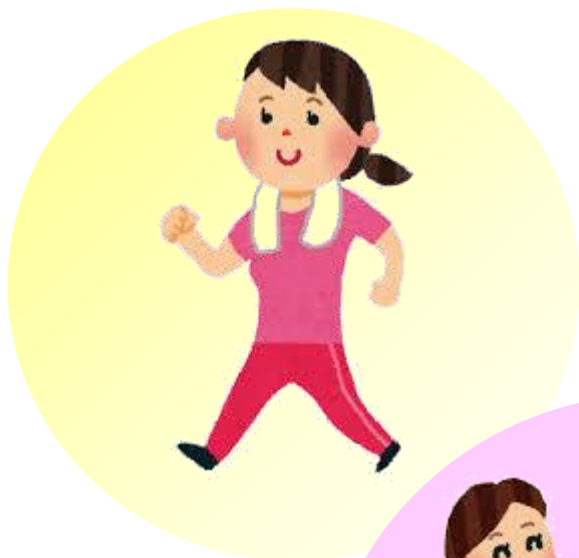


第3次碧南市食育推進計画

～みんなで楽しく学び・はぐくむ・食育のまち へきなん～



平成29年3月

碧南市

はじめに

食は私たちの生活の基本であり、心豊かで健康やかな毎日を送るために決して欠かすことのできないものです。

ところが、ライフスタイルが多様化した現代におきましては、食を取り巻く環境もめまぐるしく変化しており、「孤食」や「欠食」、食生活の乱れによる「生活習慣病」等、様々な問題が指摘されています。日本人の平均寿命は世界でも高い水準を保っているにも関わらず、健康寿命の延伸が大きな課題となっている背景には、食生活の問題も少なからず影響しているように思います。



さらに、近年では、国内外を問わず食の安全に関する事案の発生も少なくありません。そのような中で豊かな食生活を送るためには、私たち一人ひとりが食の安全に関する知識を身に着け、食を選択する力を培うことが重要です。

本市は農水産物が大変豊富であり、「食と向き合う」ことにとても恵まれた環境にあります。市民の皆様の心豊かな生活を守るためには、この環境を活かして真摯に食を考えるとともに、豊かで安心・安全な地元の食材を積極的に活用し、地産地消の取組を進めていくことが大切であると考えます。

本市では平成21年に策定した第1次計画より「みんなで楽しく学び・はぐくむ・食育のまち へきなん」を基本理念として食育に取り組んでまいりました。第3次計画となる本計画におきましても、その理念を継承し、引き続き健康で活力のあるまちづくりに取り組んでまいりたいと思います。

最後に、本計画の策定にあたり、ご協力いただきました碧南市食育推進会議委員の皆様や市民の皆様、関係諸団体の皆様にご心より感謝申し上げます。

平成29年3月

碧南市長 禰宜田 政信

目次

I	計画策定にあたって.....	1
1	計画策定の背景と趣旨.....	1
2	計画の位置づけ.....	2
3	計画の期間.....	2
4	計画の策定体制.....	2
5	計画の推進体制.....	3
II	食を取り巻く現状.....	4
1	健全な食生活について.....	4
2	食を通じたコミュニケーションについて.....	4
3	環境への配慮について.....	4
4	地産地消・食文化について.....	5
5	食の安全について.....	5
III	基本的な考え方.....	6
1	基本理念.....	6
2	基本目標.....	7
3	施策の体系.....	8
IV	施策の方向.....	9
1	取組の内容.....	9
	基本目標1 食からの健康づくり.....	9
	基本目標2 食を通じた豊かな心づくり.....	11
	基本目標3 環境にやさしい食づくり.....	13
	基本目標4 地産地消による地域の活力づくり.....	15
	基本目標5 安心・安全な食づくり.....	17
2	数値目標.....	19
	資料 編.....	20
1	食育に関するアンケート結果.....	20
2	碧南市食育推進会議設置要綱.....	24
3	碧南市食育推進会議委員名簿.....	26
4	策定経過.....	27

Ⅰ 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、ライフスタイルの多様化に伴い、食をめぐる環境も大きく変化しています。その影響により、食習慣の乱れによる生活習慣病¹の増加や食文化に関する意識の希薄化等、様々な問題が生じています。

また、わが国では食料を海外に大きく依存しており、食料自給率の向上が大きな課題となっている一方で、食べられるのに捨てられている食べ物、いわゆる「食品ロス²」の発生が問題視されています。食品ロスは、家庭から生じているものも多くあり、食べ物を大切にする気持ちの低下が招いた問題ともいえます。

食育とは、私たち一人ひとりが、健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等を図れるよう、自らの食について考える習慣や、食に関するさまざまな知識と食を選択する判断力を身につけるための学習などの取組を指します。

食をめぐる様々な問題と向き合い、対応していくためには、一時的ではなく、生涯を通じた間断ない食育の実践が重要です。

国は平成17年に「食育基本法」を制定し、「食育推進基本計画」に基づいて食育を推進しています。愛知県においても、平成28年3月には第3次計画である「あいち食育いきいきプラン2020」が策定されました。

本市におきましても、平成21年に「碧南市食育推進計画」を策定し、市民一人ひとりが健やかで心豊かな生活を送るため、食育の推進に取り組んできました。

本計画は、現状の課題と将来目標を見据え、多様な関係者が連携して主体的な食育の取組を推進することを目的とし、策定するものです。

食育基本法では食育を、

- 生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの
- 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる事

と位置づけています。

¹ 生活習慣病：食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣の積み重ねに加え、外部環境や遺伝的素因、加齢の要因が重なり合って起こる病気のこと。

² 食品ロス：食べられる状態であるにも関わらず、廃棄される食品のこと。

2 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法の目的、基本理念を踏まえ、同法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として位置づけます。

本市の食育に関する基本的な考え方を示すとともに、関係施策を総合的かつ計画的に推進していくために必要な事項を定め、行政はもとより、市民とそれを取り巻く地域・団体等がそれぞれの役割に応じて連携・協議して食育に取り組んでいくための基本となるものです。

なお、計画の推進にあたっては、国の「第3次食育推進基本計画」、愛知県の「あいち食育いきいきプラン2020」、市の上位計画である「第5次碧南市総合計画」や関連計画との整合を図ることとします。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

期間の設定にあたっては、国・愛知県の評価・検証に基づいて、計画の見直しを行うことから、国・愛知県の計画期間の翌年である平成33年度までとします。

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度
国	第2次食育推進基本計画					第3次食育推進基本計画					
愛知県	あいち食育いきいきプラン2015					あいち食育いきいきプラン2020					
碧南市	第2次碧南市食育推進計画					第3次碧南市食育推進計画					

4 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、食育に関係する機関、団体、市関係部局の代表者等により構成された「碧南市食育推進会議」及び庁内の関係各課で構成された「碧南市食育推進部会」において、審議・検討を行いました。また、市民の意見を反映させるため、アンケート調査を実施しました。

5 計画の推進体制

食育を効果的に推進していくため、関係機関・団体や行政が互いに連携し、総合的な推進を図っていきます。

また、関係機関・団体及び市関係部局の代表者等で構成される「碧南市食育推進会議」において、計画の進捗確認及び評価を行い、より実行性のある事業を推進していきます。

(1) 行政の役割

食育の全市的な取組を目指し、市民、関係機関・団体間でのネットワークづくりを進めるとともに、それぞれの自主的な取組への支援を行います。

また、計画に基づいた食育の推進を図り、様々な場面における食育の展開を進めます。

(2) 関係機関・団体の役割

関係機関・団体には生産者、食品関係事業者や消費者団体等、様々な組織が挙げられます。

各関係機関・団体においては、個別の活動のみならず、他団体との多様な連携により、それぞれの活動分野において市民の食育を支援していくことが求められます。

(3) 市民の役割

食育は生活習慣ととても結びつきが強いものであるため、家庭内における食育の推進はとても重要です。市民一人ひとりが食育を十分に理解し、主体的に取り組むことで、ライフステージや生活場面に応じ、生涯を通じた、間断ない食育の実践が可能となります。

II 食を取り巻く現状

1 健全な食生活について

日本人の平均寿命は世界でも高い水準にあり、今後も延びるという予測がされています。それに伴い、健康寿命の延伸が大きな課題となっています。

健康を維持するためには、健全な食生活を送ることが大切です。しかし、多忙な現代社会においては、食事をする時間を十分に確保できない人が多く、欠食や栄養の偏りが問題視されています。

食事と生活習慣病等の疾病は密接な関係にあるものです。不規則な食生活を見直し、食事バランスガイド¹等を活用した栄養バランスのとれた食事をとることが重要です。

また、幼少期の食生活は生涯の基礎となるものです。保護者が適切な知識を持ち、健全な食生活を送るよう心掛けることが、子どもの適切な食習慣の形成につながります。

2 食を通じたコミュニケーションについて

近年、ライフスタイルの多様化により、「孤食²」が増加しています。孤食はコミュニケーション能力の欠如や栄養の偏り等、様々な問題を引き起こします。家族や友人と共に食事することは、それらの問題を解消するとともに、豊かな心の形成につながります。忙しい日々の生活の中でも、一緒に食事を作る、一緒に食べる等の機会を持つことが大切です。

また、農林漁業体験等を通じて食に関わる人々とふれあうことで、食に関する知識や感謝の気持ちを育むことができます。知識や感謝の気持ちを持つことで、食事がより一層豊かなものとなります。

3 環境への配慮について

まだ食べられるのに廃棄される食べ物は、「食品ロス」と呼ばれています。食品ロスは、食品メーカーや飲食店だけでなく、家庭からも多く発生しています。食品ロスが発生することで、廃棄される食べ物を生産するまでにかかったエネルギーが無駄になるだけでなく、焼却処理により二酸化炭素が排出される等、環境に与える影響は少なくはありません。

一人ひとりが「もったいない」という気持ちを持ち、食品ロスを減らすための取組を実践していくことが求められています。

また、農産物等の生産段階においても、減農薬に努める等、環境への負荷軽減の取組が求められています。

¹ 食事バランスガイド：1日に「何を」「どれだけ」食べたらよいか、望ましい食事のとり方やおよその量をわかりやすくイラストで示したもの。

² 孤食：一人で食事をする事。

4 地産地消・食文化について

地元で採れるものを地元で消費する「地産地消¹」は、身近で安心・安全な食材を確保できるだけでなく、環境への負荷も軽減できます。本市に数多くある伝統食²や郷土料理³は、地元の食材を豊富に使っており、これらの食文化を継承していくことは、地産地消の推進にもつながります。

平成25年には、日本の伝統的な食文化である和食が、ユネスコ無形文化遺産として登録されました。醸造が盛んな本市では、和食には欠かすことのできない味噌やみりん、白しょうゆを使った食文化が根付いています。

地域の伝統食や郷土料理を知っていても、作ることができない人が増えています。地域と食の関係を知り、地元への愛着を育むためにも、今後もこの食文化を継承していくことが重要です。

5 食の安全について

産地や期限表示の偽装、食品添加物や残留農薬の問題等、食の安全に関する事件や事故は後を絶ちません。情報化が進んだ現代では、誤った情報による風評被害や健康被害が発生することも懸念されます。

自らの食の安全を確保するためには、正しい知識を身につけることが重要です。例えば、食品表示には、添加物の有無や期限等、消費者が食材を選ぶために役立つ情報が記載されていますが、正しい知識がなければ必要な情報を読み取ることができません。一人ひとりが食に関する知識を持ち、食品を選択する力を身につけることが大切です。

¹ 地産地消：地元で採れた生産物を地元で消費すること。

² 伝統食：主にその地域で生産される農産物を用いて加工・調理された食べ物で、その地域の風土や習慣に合わせて長い年月をかけて形づくられたもの。

³ 郷土料理：地域で作られ、伝承されてきたその土地特有の料理のこと。

Ⅲ 基本的な考え方

1 基本理念

食は、私たちが生きていくために欠かすことのできないものです。そして、その必要不可欠な食を楽しみ、充実させるためには食育の取組が重要です。

食を取り巻く環境は、時代とともに絶えず変化し、私たちの生活に様々な影響を与えています。その変化に対応し、心身ともに健康で豊かに暮らすためには、生涯を通じた間断ない食育が求められます。

本計画では、子どもから高齢者まで、ライフステージと生活場面に応じた食育の推進を目指し、第1次碧南市食育推進計画からの基本理念「みんなで楽しく学び・はぐくむ・食育のまち へきなん」を継承し、全市的な取組として食育を推進していきます。

基本理念

みんなで楽しく学び・はぐくむ・食育のまち へきなん

2 基本目標

1 食からの健康づくり

栄養の偏りや不規則な食生活により、軽度の肥満ややせが増加しています。食事バランスガイドの普及を推進し、栄養バランスのとれた正しい食生活への改善を図り、健康の維持・増進に努めます。

2 食を通じた豊かな心づくり

家族や友達と共に食事をし、ふれあいの機会を持つことは、コミュニケーション能力の向上や心の安定にとっても役立つことから、楽しい食の確保を推進します。また、食への感謝の気持ちの育成を目指し、生産者との交流や農林漁業体験等の機会の確保に努めます。

3 環境にやさしい食づくり

食べ残しや食品廃棄等の食品ロスが、環境に大きな影響を与えています。もったいないと感じる市民の割合は多く、環境に配慮した食生活を実践する人も増えています。引き続き食品の購入から消費まで、様々な場面で廃棄を減らす機会を捉え、食品ロスの減少を目指します。また、生産段階においても、引き続き環境保全型の農業の推進に努めます。

4 地産地消による地域の活力づくり

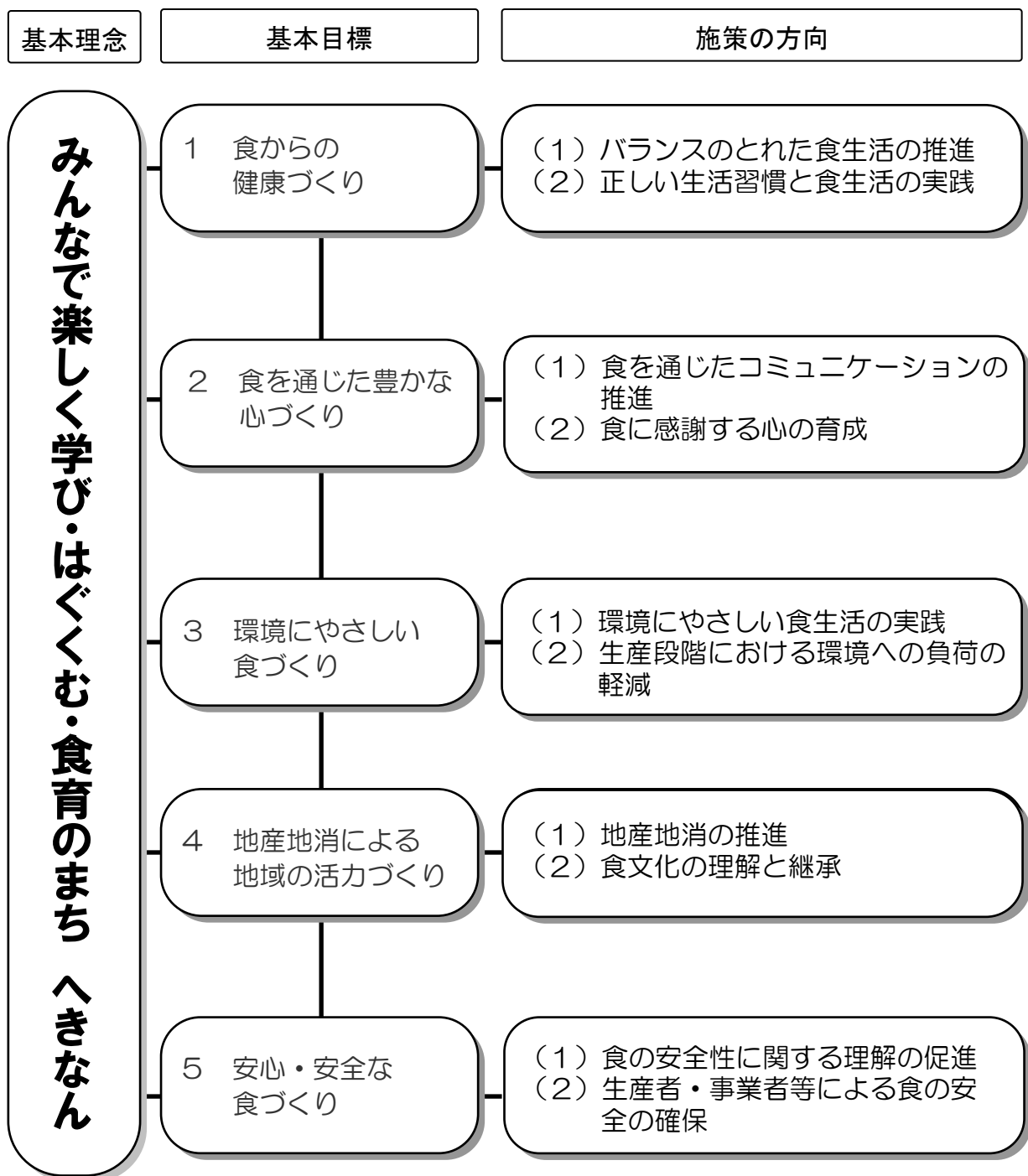
地産地消の取組は、身近で安心・安全な食材を確保できるだけでなく、地元の農水産物や食文化を知ることが郷土への愛着を深め、人と地域の活力につながります。

農水産物が豊富で、醸造が盛んな本市の特徴を活かし、地産地消につながる伝統料理や食文化の継承に努めます。

5 安心・安全な食づくり

食品の安全に関して不安を持つ人の割合が高い一方で、食品の安全に関する正しい知識を持つ人は、それほど多くありません。食品の安全を確保するため、自身で食品を選択することのできる力を培うことが求められています。食品の安全性に関する情報提供をはじめ、生産者や事業者による食の安全の確保に努め、安心・安全な食環境の充実を目指します。

3 施策の体系



IV 施策の方向

1 取組の内容

食育の推進に関しては、生涯を通じた間断ない取組が必要です。子どもから高齢者まで、ライフステージと生活場面に応じた食育を進めていきます。

また、食育を全市的な取組としていくためには、多様な関係者による連携が欠かせません。関係者間の主体的な連携、協働を支援していきます。

基本目標1 食からの健康づくり

(1) バランスのとれた食生活の推進

生活習慣病等の疾病やメタボリックシンドローム¹は、食生活と密接な関係にあります。健康なからだをつくるためには、適度な運動だけでなく、からだに必要な栄養をバランスよくとることが欠かせません。

しかし、食品が豊富な現代社会では、自身でしっかり意識をしなければバランスのよい食事をとることができません。バランスのとれた食生活を実践するためには、食に対する知識と理解を深めることが重要となります。

栄養バランスの大切さについての啓発を推進するとともに、「何を」「どれだけ」食べると良いかわかりやすく示された、「食事バランスガイド」の普及に努め、食を通じた健康づくりを目指します。

【具体的な取組】

- 食育だよりや献立表を通して、食の大切さや望ましい食習慣、栄養バランス等について情報提供を行う。
- 管理栄養士・栄養教諭による生活リズムや栄養バランスについての指導を行い、生活習慣の改善や食の選択力の習得を図る。
- 給食時間を活用して食生活に関する情報提供を行い、食に関する興味・関心を深める。
- 生活習慣病予防につながる食事についての講話を行い、知識の普及や食生活の改善を図る。
- 男性を対象とした料理教室を開催する。 など

*関係課：こども課、健康課、庶務課、学校教育課、生涯学習課等

¹ メタボリックシンドローム：内臓脂肪型肥満に加え、脂質異常・高血圧・高血糖といった生活習慣病の危険因子を2つ以上持っている状態をいう。

(2) 正しい生活習慣と食生活の実践

日々、健康に過ごすためには、正しい食生活に加え、適度な運動や十分な睡眠等の生活習慣を整えることが大切です。

近年、子どもの生活習慣の乱れが問題となっていますが、子どもの生活習慣には大人のライフスタイルが大きく影響しています。個々の家庭のみではなく、社会全体の問題として、大人の生活習慣の改善から進めていく必要があります。

また、生活習慣の改善については、一時的ではなく、長期にわたって継続的に実践することがとても重要です。無理な改善は負担となり、ストレスになりかねないため、自身に合った習慣を取り入れることが大切です。

食生活においても、朝食をしっかり食べる、幼いうちからよく噛む習慣をつける等、正しい食習慣を身につけることが必要です。

ライフステージに応じた生活リズムや食生活の改善に向けた啓発を行い、規則正しい生活習慣、食生活の実践につなげます。

【具体的な取組】

- 生活リズムと食事の関係について啓発を行い、発達過程に応じた食体験を積み重ねることができるよう指導・支援を行う。
- 朝食と生活習慣に関するアンケートを実施し、朝食の必要性について周知・啓発を行う。
- 講話・試食を行う教室や健診時の講話を実施し、規則正しい食生活を送るための相談を実施する。 など

*関係課：こども課、健康課、庶務課等

基本目標2 食を通じた豊かな心づくり

(1) 食を通じたコミュニケーションの推進

食事を家族や友人と一緒にすることは、心の安定をもたらすだけでなく、食を楽しみながら作法やマナーを身につける場として有用です。

近年、ライフスタイルの多様化による「孤食」が増加しています。孤食の代表的な問題としては、コミュニケーション能力の欠如や栄養の偏りが挙げられますが、子どもの頃から孤食が習慣化すると、人と食事をする事自体に苦手意識を持つようになることもあり、食を楽しむ、マナーを学ぶといった大切な場が失われかねません。

共食¹の大切さを周知・啓発するとともに、地域との食を通じた様々な交流の機会の確保に努めます。

【具体的な取組】

- 園での食事の際、職員による指導・援助により、楽しい雰囲気の中で適切な食習慣が身につくようにする。
- 親子での給食試食会を実施し、食に関するコミュニケーションを図る。
- 閉じこもりがちな高齢者や虚弱な高齢者を対象に、昼食やカフェを通じて交流を図る介護予防事業を実施する。
- お菓子作り、うどん作り等親子での料理体験教室を実施する。 など

* 関係課：こども課、高齢介護課、農業水産課、学校教育課、生涯学習課等

¹ 共食：家族や友人等、誰かと食事を共にすること。

(2) 食に感謝する心の育成

現代は飽食の時代と言われ、いつでも好きな時に好きなものを食べる事ができます。しかし、その便利さから食に感謝する気持ちが希薄化しています。

食事は、自然の恩恵に加え、生産者や調理者等多くの人の支えで作られています。食への感謝の気持ちを育むため、調理や農林漁業体験等の機会の確保に努めます。また、食事の際の「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつは感謝の気持ちの表現です。アンケート結果から、小学生、中学生、高校生、成人と年を重ねるにつれ、あいさつをする習慣がなくなる傾向が読み取れるため、あいさつの大切さを周知し、生涯にわたる食への感謝の気持ちの継続を目指します。

【具体的な取組】

- 関係団体や生産者等の協力を得ながら、野菜等の栽培を通じて、育てることや収穫の喜びを味わい、感謝の気持ちの育成につなげる。
- 総合的な学習の時間に米づくりや野菜づくり等を実施し、栽培だけでなく調理実習も行うことで、食への理解を深め、感謝の気持ちを育む。
- 野菜、果樹等について、園芸講座を実施し、栽培についての知識の普及を行う。
- 稲作体験等のイベントを行い、農業体験の機会を創出する。 など

*関係課：こども課、農業水産課、学校教育課等

基本目標3 環境にやさしい食づくり

(1) 環境にやさしい食生活の実践

ライフスタイルの変化や、食の大切さに対する意識の薄れから、製造・販売行程だけでなく、各家庭においても食品ロスが多く発生しています。本市においては、食品ロスを減らすために何らかの取組をしている市民が増えてきましたが、食品ロスを「もったいない」と感じる市民の割合が9割である一方で、食品ロス削減に対する取組の実践は十分とは言えません。

食品ロスの発生が環境へ与える影響は少なくありません。食は自然の恩恵の上に成り立っており、健全な自然環境により、私たちの食生活が支えられています。健全な自然環境を維持していくため、環境にやさしい料理の推進や食品リサイクルの普及・啓発を推進します。

【具体的な取組】

- 生産者の苦勞や動植物の命をいただいていることについての理解を促し、食べ残しを「もったいない」と思う心の育成を図る。
- 給食の残菜を養豚農家用餌として再利用する等、食品の廃棄量を削減する。
- 生ごみたい肥化容器購入費補助事業の実施と、さらなる周知を図り、生ごみの減量化及び資源化を推進する。 など

*関係課：こども課、環境課、庶務課等

(2) 生産段階における環境への負荷の軽減

農産物を生産する際に使用される農薬や、ビニール等は適切に使用、処理をしなければ環境に悪影響を及ぼします。

農薬は、作物の収量確保や病害虫の防除、農作業の負担軽減のために必要なものですが、適正に使用されなければ、地下浸透による水質汚濁等、環境汚染の原因となります。減農薬資材¹の導入を促進し、安心・安全だけでなく、環境にもやさしい農業の推進をめざします。

また、農業用使用済みプラスチックの野焼きは人体や周辺の作物に悪影響を与えるだけでなく、環境破壊につながることから、法律により禁止されています。農業用使用済みプラスチックが適正に処理されるよう、啓発に努めます。

【具体的な取組】

- 農薬の適正使用について啓発を行うとともに、減農薬資材の導入を促進する。
- 農業用使用済みプラスチックの適正な処理について啓発を行う。 など

* 関係課：農業水産課、環境課等

¹ 減農薬資材：化学合成農薬や化学肥料の使用を減らすために使われる資材のこと。

基本目標4 地産地消による地域の活力づくり

(1) 地産地消の推進

地元でとれた食材を地元で消費する地産地消は、新鮮で安心できる食材を確保でき、環境への負荷も軽減できます。また、消費者と生産者との交流により、地域の活性化につながり、食糧自給率¹の向上にも役立ちます。

本市において、地産地消の認知度は7割ほどですが、実際に実践している市民はまだ少ないのが現状です。地元食材の利用促進を目指し、様々な場で地元農水産物のPRを推進します。

【具体的な取組】

- 野菜の栽培や収穫体験を通して、野菜への興味を持たせ、地場産物や旬の食材への関心を深める。
- 給食については、質のよい食材の確保に努めるとともに、地元産の使用率を考慮した献立作成を推進する。
- 碧南の特産品の展示即売会を開催するとともに、地場産物を活かしたご当地グルメや新商品の開発の検討・研究を行う。
- 「愛知の新たまねぎの日」や「碧南人参の日」等の記念日に合わせて地場野菜のPRを行う。
- 小学生や給食関係職員を対象に、碧南の農産物や醸造品等の特産品を使った講習会を開催する。
- 地元の食材への関心を深めるため、保育園での給食やおやつに使用する碧南産野菜の購入に対し、助成を行う。 など

*関係課：こども課、商工課、農業水産課、庶務課等

¹ 食糧自給率：国内の食糧消費が国産でどの程度賄えているかを示す指標のこと。

(2) 食文化の理解と継承

近年、核家族化が進んだことや、外食、中食¹産業の発達により食事が容易になったことにより、食文化が伝承されにくくなっています。伝統食や郷土料理については、知っているても作ることができないという市民が多く、子どもの頃から父母や祖父母と一緒に調理をする機会を確保することが求められます。

地元の食文化を知ることは、地元への愛着につながります。食文化を後世に永く継承していくため、食文化に関する情報提供の充実を図ります。

【具体的な取組】

- 餅つき大会や豆まき等を実施するとともに、その季節ならではの行事食²や、旬の食材への理解を深める。
- 食育の日³や学校給食週間における、郷土料理や地元食材を使用した給食の提供を行う。
- 地域住民同士の交流を促進するとともに、伝統食を受け継いでいく体験の場として地域での餅つき大会等を実施する。
- 地場産業である醸造をテーマに講座、見学会等を実施し、碧南の醸造文化の理解と継承を図る。 など

*関係課：こども課、商工課、庶務課、生涯学習課等

¹ 中食：惣菜や弁当などの調理済食品のこと。また、それを利用した食事のこと。

² 行事食：故郷の味として代々守り継がれ、郷土色豊かな料理として親しまれてきた、特別な行事のときの食事のこと。

³ 食育の日：食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の定着を図るための機会として、「食育基本計画」により定められた日のこと。毎月19日に各地で様々な食育の普及啓発活動が展開されている。

基本目標5 安心・安全な食づくり

(1) 食の安全性に関する理解の促進

食の安全を確保するためには、消費者が正しい知識を身につけることが必要です。現代では、テレビやインターネット等、さまざまなメディアを通して食に関する情報を得ることができますが、この多くの情報の全てが正しいとは限らず、受け手である私たちには情報を選択する力が求められています。

正しい知識により、安全な食品を選択する力を身につけられるよう、食の安全に関する情報提供に努めます。

【具体的な取組】

- 献立表及び食育だより等を発行し、食の安全についての情報提供を行う。
- 学校給食の献立や、食に関する情報をホームページに掲載し、給食についての情報を得やすくする。
- アレルギー原因物質一覧表の提供を行う等、アレルギー対応についての情報提供を行う。 など

*関係課：こども課、庶務課等

(2) 生産者・事業者等による食の安全の確保

近年、食品の安全性や信頼性を揺るがす事案が頻発しており、消費者の食品への不安は高まっています。こうした現状に対して、生産者や事業者等は自身が取り扱う食品に関する正しい知識を持ち、適切に情報提供をする必要があります。

食の安心・安全に関する意識をより一層高め、食の安心・安全に関する取組や情報提供・啓発に努めます。

【具体的な取組】

- | | |
|--|----|
| <ul style="list-style-type: none">●給食食材の納入業者及び職員においては、検便等を実施し、衛生管理の徹底を図る。●調理室の衛生指導については、年1回の巡回指導の実施とともにマニュアルを作成し、安心・安全な給食を提供する。●定期的に配膳室の害虫駆除を実施する。●関係機関と連携し、GAP手法¹の導入やエコファーマー²の育成等、生産者による安心・安全の取組を支援する。 | など |
|--|----|

*関係課：こども課、農業水産課、庶務課等

¹ GAP手法：生産者自らが生産工程において点検項目を定め、これに沿った農作業を実施、記録し、検証を行って作業の改善に結びつけていく手法のこと。

² エコファーマー：環境にやさしい農業の実践者として、都道府県知事に認定された農業者のこと。

2 数値目標

指 標		現状値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 33 年度)
1 食からの健康づくり			
朝食欠食率	5 歳児	3.8%	0%
	小学 4・6 年生	3.2%	0%
	中学 2 年生	4.3%	3.0%以下
	高校生	8.6%	5.0%以下
	20 歳代	22.0%	15.0%以下
	30 歳代	20.5%	5.0%以下
「食事バランスガイド」などの科学的根拠に基づいた指針を活用し、栄養バランスに配慮した食事をしている市民の割合		32.8%	40.0%以上
メタボリックシンドロームの予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している市民の割合		33.6%	40.0%以上
食事の際、よく噛んで味わうことを意識している市民の割合		67.1%	80.0%以上
2 食を通じた豊かな心づくり			
朝食または夕食を家族や友人と一緒に食べる市民の割合	中学 2 年生	70.2%	80.0%以上
	高校生	61.4%	70.0%以上
	成人	66.7%	70.0%以上
食に関する体験（農業・菜園など）をしたことのある市民の割合		26.5%	40.0%以上
郷土料理や地元の特産品を使った料理を知っていたり、つくることができる市民の割合		48.5%	60.0%以上
3 環境にやさしい食づくり			
食品の食べ残しや廃棄を少なくするための取組を行っている市民の割合		63.2%	70.0%以上
4 地産地消による地域の活力づくり			
学校給食における地元の農産物（野菜）の使用割合（重量ベース）	碧南産	24.3% (平成 27 年度)	30.0%以上
	愛知県産	54.4% (平成 27 年度)	60.0%以上
地元（愛知県）の農水産物を意識して購入している市民の割合		22.6%	40.0%以上
5 安心・安全な食づくり			
食品添加物や原材料などの食品表示を意識して購入している市民の割合		37.3%	55.0%以上

1 食育に関するアンケート結果

I 調査の概要

1 調査の目的

第3次食育推進計画の策定の基礎資料として、調査を実施しました。

2 調査対象

成人：碧南市在住の満20歳以上を無作為抽出

5歳児：碧南市内の幼稚園・保育園5園の5歳児保護者

小中学生：碧南市内の小学5年生及び中学2年生（各校1クラスを抽出）

高校生：碧南市内の高校に通う生徒（各学年1クラスを抽出）

3 調査期間

平成28年6月9日から平成28年8月19日

4 調査方法

郵送による配布・回収

5 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
成人	1,400 通	592 通	42.3%
5歳児	167 通	158 通	94.6%
小中学生	407 通	388 通	95.3%
高校生	244 通	234 通	95.9%

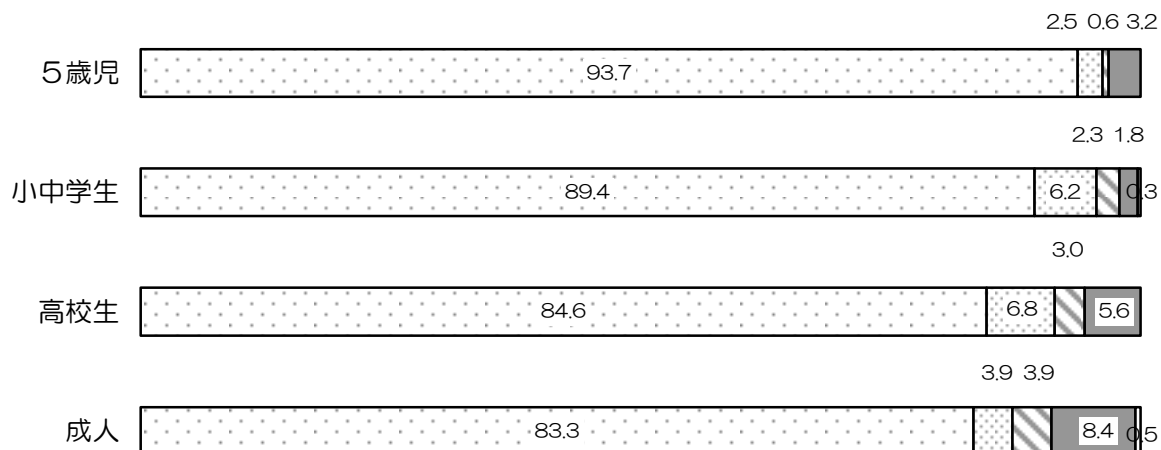
6 調査結果の表示方法

- ・回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

II 調査結果

●あなたは、ふだん朝食を食べていますか。

□ほとんど毎日食べる □週に4～5日食べる □週に2～3日食べる □ほとんど食べない □無回答



●あなたは、「食事バランスガイド」などの科学的根拠に基づいた指針を活用し、栄養バランスに配慮した食事をしていますか。

□いつもしている □時々している □あまりしていない □ほとんどしていない □無回答



●あなたは、「メタボリックシンドローム」の予防や改善のために、適切な食事、定期的な運動、週に複数回の体重測定のいずれかを実践していますか。

- 実践して、半年以上継続している
- 時々気をつけているが、継続的ではない
- 現在していないし、しようとも思わない
- 実践しているが、半年未満である
- 現在はしていないが、近いうちにしようと思っている
- 無回答



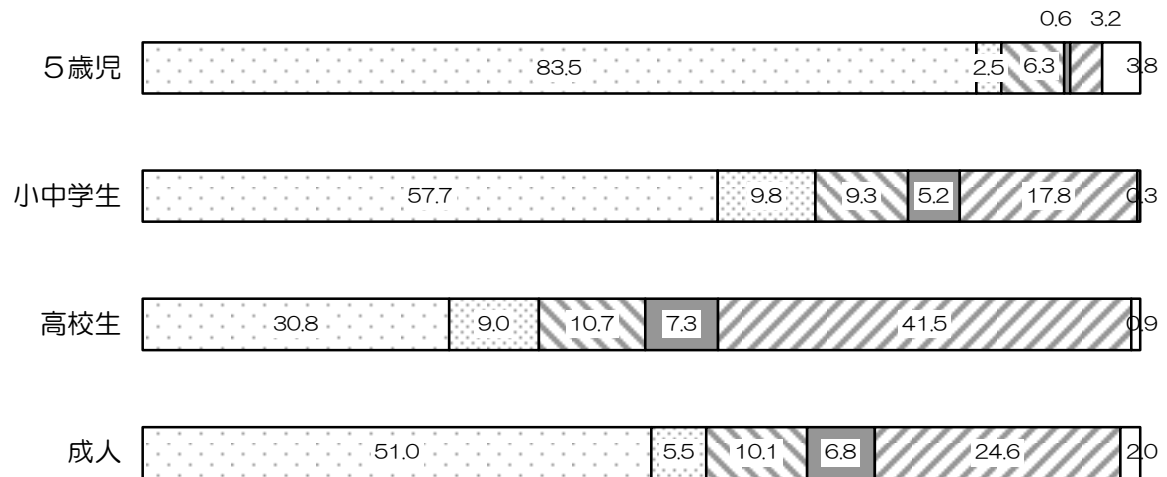
●あなたは、よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に興味がありますか。

□興味がある □どちらかといえば興味がある □どちらかといえば興味がない □興味がない □わからない □無回答



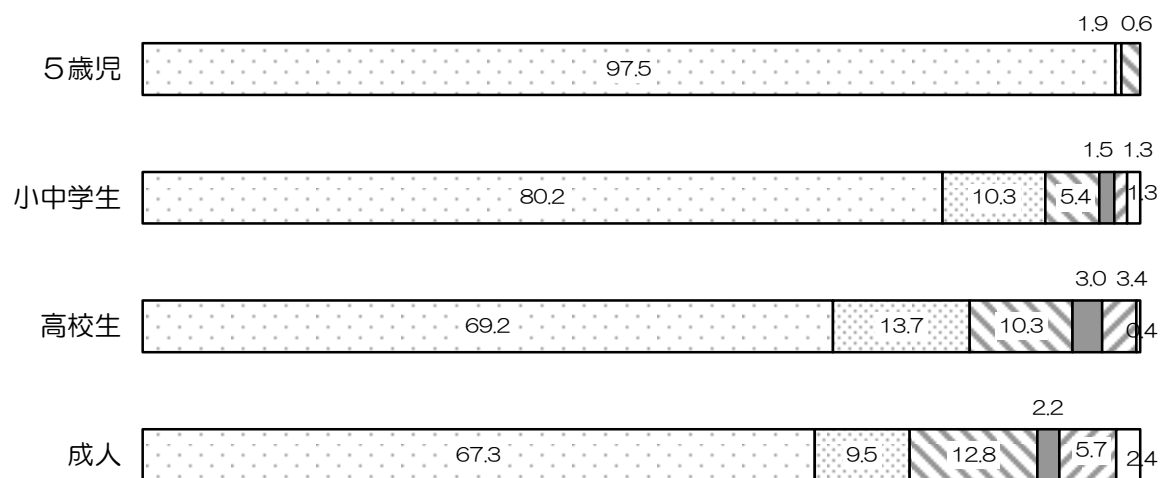
●朝食を家族の誰かと一緒に食べる機会は、どのくらいありますか。

□ほとんど毎日 □週に4~5日 □週に2~3日 □週に1日程度 □ほとんどない □無回答



●夕食を家族の誰かと一緒に食べる機会は、どのくらいありますか。

□ほとんど毎日 □週に4~5日 □週に2~3日 □週に1日程度 □ほとんどない □無回答



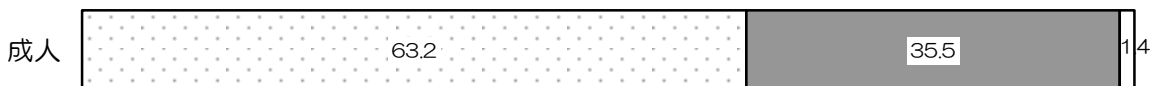
●あなたは、お住まいの地域（碧南市・西三河地方）で昔から作られてきた料理や地域の特産物を使った料理を知っていたり、作ることができますか。

知っているし、作ることができる 知っているが、作ることはできない 知らない 無回答



●あなたは、食品の食べ残しや、廃棄を少なくするために、取り組んでいることはありますか。

ある 特にない 無回答



●あなたは、地元の農水産物を意識して購入していますか。

碧南市産を意識して購入している 愛知県産を意識して購入している 国産を意識して購入している
あまり意識していない 全く意識していない 無回答



2 碧南市食育推進会議設置要綱

(設置)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号）第33条第1項の規定に基づき、碧南市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 碧南市食育推進計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、食育に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長及び委員21人以内をもって組織する。

- 2 会長は、副市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、食育に関して十分な知識と経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 6 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。
- 7 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 推進会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第5条 推進会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(部会)

第6条 会議に専門的事項を調査及び検討するため、碧南市食育推進部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、市長が任命する職員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は、経済環境部長をもって充てる。
- 4 部会の会議は、部会長が招集する。
- 5 部会長は、調査及び検討した結果を会議に報告する。

(関係者の協力)

第7条 会長及び部会長は、必要があると認めるときは、会議、部会に愛知県職員その他関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

2 会長及び部会長は、必要があると認めるときは、愛知県職員その他関係者に資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第8条 推進会議の事務局は、経済環境部農業水産課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の議事その他推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年6月30日から施行する。

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第3条第6項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成23年1月19日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

3 碧南市食育推進会議委員名簿

区分	所属・役職等	氏名
会長	碧南市副市長	松井 高善
地産地消・ 消費者 関係	碧南市農業委員会会長	小澤 隆
	あいち中央農業協同組合代表理事専務	中川 廣和
	大浜漁業協同組合理事	土谷 松美
	碧南商工会議所の代表	鈴木 哲
	碧南市消費生活保護協会会長	神谷 葉子
医療健康 関係	碧南市医師会の代表	原田 公
	碧南歯科医師会の代表	鶴田 明男
	碧南市薬剤師会会長	奥村 晋平
	碧南市健康づくり食生活改善協議会会長	永田 章子
学校・幼児 教育関係	碧南市小中学校長会の代表	永坂 昭彦
	碧南市立小中学校幼稚園PTA連絡協議会会長	岩月 裕
	碧南市公立保育園長会の代表	清水 明美
	碧南市保育所父母の会連絡協議会会長	杉浦香央里
	碧南市民間保育園長会の代表	水野 裕子
福祉関係	碧南市老人クラブ連合会の代表	中根堅太郎
	碧南市民生委員児童委員協議会の代表	石川美智留
市関係 部局	碧南市教育部長	鈴木 重幸
	碧南市福祉こども部長	奥谷 直人
	碧南市健康推進部長	永谷 洋二
	碧南市経済環境部長	鳥居 典光
	公募市民	永井 千春

4 策定経過

日時	内容
平成 28 年 7 月 12 日	第 1 回食育推進部会 (1) 食育推進計画について (2) 第 3 次碧南市食育推進計画策定スケジュールについて (3) 第 2 次碧南市食育推進計画の進捗及び第 3 次計画における取組について (4) 食育に関するアンケート調査について
平成 28 年 6 月 9 日～8 月 19 日	食に関するアンケート調査
平成 28 年 6 月 20 日～7 月 1 日	庁内ヒアリング
平成 28 年 7 月 22 日	第 1 回食育推進会議 (1) 平成 27 年度食育関係事業実績について (2) 平成 28 年度食育関係事業計画について (3) 第 3 次碧南市食育推進計画策定について
平成 28 年 10 月 28 日	第 2 回食育推進部会 (1) 食育に関するアンケート調査集計結果等について (2) 第 3 次碧南市食育推進計画骨子(案)について
平成 28 年 11 月 15 日	第 2 回食育推進会議 (1) 食育に関するアンケート調査結果等について (2) 第 3 次碧南市食育推進計画骨子(案)について
平成 29 年 2 月 10 日	第 3 回食育推進会議 第 3 次碧南市食育推進計画素案について
平成 29 年 2 月 20 日～3 月 21 日	パブリックコメント

第3次碧南市食育推進計画

発 行 : 碧南市

編 集 : 経済環境部 農業水産課 農政振興係

〒447-8601

愛知県碧南市松本町 28 番地

TEL 0566-41-3311

FAX 0566-41-5412
